

### 1. 防犯への意識づけ活動

(1) 防犯交通安全課の防犯街頭キャンペーンにて、自転車ツーロック施錠（ワイヤーロック）や自転車灯（ライト）点灯周知チラシの配布

■ 10/30・10/31（2日間）

藤沢・辻堂・湘南台3駅×2日（各地区＝ワイヤーロック・チラシ500セット）

合計3000セット配布



# 4. 報告事項(4) 防犯交通安全課

## (2) 自転車盗難対策として広報ふじさわ掲載

- ・ ツーロック施錠(ダブルロック)について12/10号

3 2014年(平成26年)12月10日 広報ふじさわ 第1549号  
 藤沢市役所の連絡先 ☎0466(25)1111(代)、0466(25)1114(休日・夜間)、0466(24)5928

**防犯交通安全課**  
 ☎内線2531

**年末年始に向けた一層の防犯対策を!**

年末年始は、引つたりや空き巣などが増加傾向にあります。身の回りの防犯対策を見直し、被害にあわないようにしましょう。

◎**ひつたり対策**  
 ひつたりは、バイクや自転車後方から近づき、追い越し際に荷物を奪います。かばんは車道側に持たない、自転車のかごに防犯ネットをかける、大通りの少ない場所は避けるなどの工夫をしましょう。

◎**空き巣対策**  
 外出する際は、玄関・全ての窓に鍵をかけましょう。長期外出の場合は、新聞配達をよめる、夜に明かりがつくようにするなど工夫をしましょう。

◎**振り込め詐欺対策**  
 公的機関の職員を装った通付金詐欺や身に覚えのない請求をする架空請求、親族になりすますオレオレ詐欺など、詐欺の手法が多様化しています。不審な電話が掛かってきた際には、慌ててお金を振り込んだり、カードを渡したりせずに、まずは家族や警察に相談しましょう。

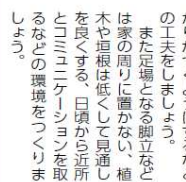
**無事故で年末 笑顔で新年**

12月は交通事故が多発する時期です。交通ルールを守って、交通マナーの向上に取り組みしましょう。

◎**飲酒運転の根絶**  
 「おれいらいなら、少しの距離だから」という安易な気持ちで、一生かかっても償えない悲惨な事故を引き起こします。飲酒運転は絶対にやめましょう。

◎**飲酒を伴った会合などには自動車や自転車を運転して行くのをやめましょう**  
 ◎**車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう**

◎**自転車に乗りるときは、子どもだけでなく大人特に高齢者も積極的にヘルメットを着用しましょう**  
 ◎**家族とともに身近な交通安全検閲所をチェックし、安全な通行方法などについて話し合いましょう**  
 ◎**高齢者や自転車の利用者は、講習会などに積極的に参加し、交通ルールと交通マナーを守りましょう**  
 ◎**全座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底**  
 ◎**自転車の盗難対策**  
 自転車から離れる場合、短時間や私有地内でも必ず施錠しましょう。2重に錠をかけるダブルロックが効果的です。



- ・ 防犯登録について10/10号

**◆自転車の防犯登録をしましょう**

自転車の利用者は防犯登録をすることが法律で義務付けられています。本市では1~6月に319台の自転車が盗難被害にあっていますが、防犯登録をしている場合、所有者の元に戻る可能性が高くなります。神奈川県防犯登録の期限は7年です。※登録方法など詳細は、神奈川県自転車防犯協会のホームページをご覧ください。☎防犯交通安全課 ☎内線2534。

# 4. 報告事項(4) 防犯交通安全課

## 2. 自転車保険について広報掲載

### ● 広報ふじさわH26年4/25号

2014年(平成26年)4月25日

#### 広報ふじさわ

2014年(平成26年)4月25日

4

##### 市民税

軽自動車税の減免申請

軽自動車税の減免申請は、4月14日(土)までです。お申し込みは、お住まいの市町村の市民税課へお申し込みください。

##### 防犯交通安全

5月は自転車ナーアップ強化月間です

自転車の安全運転は、自分自身だけでなく、周囲の人々にも大きな影響を与えます。5月は「自転車ナーアップ強化月間」です。安全運転を心がけ、交通事故の防止に努めましょう。

##### 学校教育

八ヶ岳野外体験教室

八ヶ岳野外体験教室は、市内の小中学校で行われます。自然を満喫しながら、野外活動の楽しさを学びます。

##### 交通安全

子ども安全教室

子ども安全教室は、市内の小中学校で行われます。交通安全の重要性を学び、安全な行動を身につけます。

八ヶ岳の美しい風景を堪能してください。

##### 交通安全

交通安全教室

交通安全教室は、市内の小中学校で行われます。交通安全の重要性を学び、安全な行動を身につけます。

### ● 広報ふじさわH27年3/25号

## 自転車事故に備えて保険に加入しましょう

藤沢市では昨年381件の自転車事故が発生しています。歩行者に衝突したり車にはねられたり、自転車は加害者にも被害者にもなります。

自転車にはクルマにある自賠責保険のような強制保険の制度がありません。そのため自転車事故の加害者となったときに、保険に加入していなければ、個人で被害者に対して賠償しなければなりません。また、未成年者といえども、加害者となった場合の損害賠償責任を免れることはできません。

もしものために、保険に加入しましょう。保険には、自動車保険に付帯して加入する商品や、自転車安全整備店で点検・整備を受けると賠償保険が付帯するTSマークがあります。なお詳細は保険会社や自転車安全整備店にお問い合わせ下さい。

◎問い合わせ 防犯交通安全課課 内線2534 FAX(50)8407

### 春の全国交通安全運動

5月11日(月)～20日(水)

☆スローガン  
「安全は 心と時間の ゆとりから」

☆運動の基本  
子どもと高齢者の交通事故防止

☆運動の重点と取り組み方

◆自転車の安全利用の推進(自転車安全利用五則の周知)

○ 交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組む。交通事故の発生、事故を繰り返したときの責任の重大さなどについて家庭で話し合いをしよう。

◆全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○ シートベルトやチャイルドシート乗用の必要性と効果について改めて話し合い、正しい着用方法とその重要性を周知しよう。

◆飲酒運転の根絶

○ 飲酒の危険性を周知徹底する。飲酒運転の危険性を周知し、飲酒運転を厳禁しよう。

◆二輪車の交通安全防止

○ 安全運転指導員を養成し、安全運転指導員による交通安全指導をしよう。

5月20日(水)は「交通事故ゼロを目指す日」です。

### 夏の交通事故防止運動

平成26年7月11日(金)～7月20日(日)の10日間

1. 過労運転・無謀運転の防止

★ 長時間の運転が重大事故につながることを認識しよう。  
★ 疲労対策を心がけ、運転する際の体調維持に努めよう。  
★ 互に運転の癖は、無理のない手直しを立て、道中の体調を回復にとりましよう。

2. 子どもと高齢者の交通事故防止

★ 家族とともに、身近な交通安全対策をチェックし、安全な通行方法等について話し合いよう。  
★ 夜間の外出には、目につきやすい「明るい色の服」や「夜光反射材」を身につけるようにしましょう。

3. 自転車の交通事故防止

★ 自転車乗車時の交通ルールを正しく理解し交通マナーを実践しよう。  
★ 後部走行時は、荷物が重ならない、反射材を効果的に活用しよう。  
★ 自転車が行き交う歩道でも、必ず歩道の安全を確保しよう。

4. すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

★ 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用し、「ひとこと」をかけよう。  
★ シートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、チャイルドシートの正しい取り付け方と正しい着用方法を指導しよう。

5. 踏切の交通安全防止

★ 高齢者、子ども、体の不自由な方などが、安全に踏切を渡るよう、みんなで見守りしよう。

【お知らせ】  
鎌倉市は、神奈川県警警本部から警務課交通安全課と警務課交通安全課と協働して実施されました。

### 秋の全国交通安全運動

9月21日(日)～30日(火)

☆スローガン  
「安全は 心と時間の ゆとりから」  
「高齢者 模範を示そう 交通マナー」

◆夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

○ 夕暮れ時は、暗闇のコントラストが目より歩行者の姿が優先にくるので、乗用車を早めに発見しよう。  
○ 自転車の数珠のぼりなど、交通ルール・マナーの周知を呼びかけよう。

◆全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○ 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用し「ひとこと」をかけよう。

◆飲酒運転の根絶

○ 飲酒運転の危険性を周知徹底し、飲酒運転を厳禁しよう。  
○ 飲酒運転の危険性を周知し、飲酒運転を厳禁しよう。

◆二輪車の交通安全防止

○ 二輪車による被害を減らし、乗用車に被害を及ぼす危険性を周知しよう。

9月30日(火)は「交通事故ゼロを目指す日」です。

鎌倉市交通安全対策協議会

### 年末の交通事故防止運動

平成26年12月1日(水)～2日(木)

スローガン  
「無事故で年末 笑顔で新年」

重点

1. 飲酒運転の根絶

★ 「これくらいなら、少しの量だから、たいがいは大丈夫だろう」と、少しづつでも飲まないで新年を迎えよう。  
★ 飲酒運転は絶対にやめよう。  
★ 飲酒運転の危険性を周知し、飲酒運転を厳禁しよう。

2. 歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止

★ 歩行者の歩道には、目につきやすい「明るい服」や「夜光反射材」を身につけるよう。  
○ 歩行者の歩道走行時は、前後灯を点灯し、夜光反射材を効果的に活用しよう。

3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○ 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用し「ひとこと」をかけよう。  
○ 乗用車のシートベルトやチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用方法を指導しよう。

鎌倉市交通安全対策協議会

## 《 四季の運動 街頭キャンペーンちらし 》

### 自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く
4. 安全ルールを守る
  - 飲酒は禁止
  - 飲酒運転、二人乗り、並走の禁止
  - 交差点での優先権を守り一時停止・安全確認など
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車の主な違反ルール違反の罰則

飲酒運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
飲酒併用	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
二人乗り	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
並走	2万円以下の罰金または科料
安全確認	2万円以下の罰金または科料

春の全国交通安全運動の経緯につきましては、鎌倉市防犯交通安全課のホームページで閲覧できます。  
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/>

鎌倉市交通安全対策協議会

### 自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

危険です!歩きながらスマートフォン使用

スマートフォン(スマホ)や携帯電話の画面を見ながらの歩行は大変危険です。

歩道を見ていると、視野が狭くなり周囲の注意が分散になります。歩きながらのスマホ・携帯電話の使用は事故を招きかねない危険な行為です。そのため、「歩きスマホ」は厳禁です。

また、道幅が狭い歩道は、歩行者を優先して通行できるようにしよう。

歩きスマホの危険性は?

- ★ 急な立ち止まり、方向転換による周囲の人との衝突・転倒
- ★ 道路脇、ハビーカーとの衝突
- ★ 自転車、自転車との衝突
- ★ 歩行線、ひたつたりのターゲットになるなど

※ 歩道の交通安全対策の経緯につきましては、防犯課のHPで閲覧できます。  
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/>

鎌倉市交通安全対策協議会

### 違法駐車追放運動

☆スローガン  
「ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車」

○ 自転車の違法駐車が交通事故や交通渋滞の原因となっていることから、市民一人ひとりが交通ルールを守り、駐車マナーを向上させることにより安全で円滑な交通環境を確保しよう。

○ 放置自転車・バイクについても、歩行者の通行の妨げや、飲酒運転の危険性になりますので駐車マナーを守りましょう。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月1日(水)～10月31日(金)

☆スローガン  
「困ります! 自転車置きざり 知らんぷり」

○ あなたの自転車はみんなの迷惑になっていませんか?  
○ 自転車は、騒音や決められた場所に駐ります。  
○ 一人ひとりが放置をしないよう、自転車利用マナーを守りましょう。

鎌倉市 土庫計画課

### 自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車の防犯登録をしましょう

自転車は安全で快適に利用するために、防犯登録を必ず行うことが法律で定められています。防犯登録をすることで、万一の盗難や事故の際に、自転車の所有者が特定され、捜査がスムーズに進みます。また、防犯登録をすることで、自転車の安全が確保され、安心して利用することができます。

防犯登録の方法は、以下のとおりです。詳しくは「防犯登録の手続き」のホームページをご覧ください。  
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/>

鎌倉市交通安全対策協議会

## 〈 四季の運動 市内全域 自治会分区配布 〉

**【回覧】 平成26年度 年末の交通事故防止運動 資料2**

**【実施期間】**  
12月11日(木)から20日(土)までの10日間

**【スローガン】**  
「無事故で年末 笑顔で新年」

**【重点】**

1. 飲酒運転の根絶


①「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちで、一生かかっても償えない悲惨な事故を引き起こしますので、飲酒運転は絶対にやめましょう。

②飲酒を伴う会合等には自動車を運転したり、自転車に乗っていくのをやめましょう。

③車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。

☆飲酒運転等に対する罰則

態様	懲役	罰金
酒酔い運転	5年以下	100万円以下
酒気帯び運転	3年以下	50万円以下
酔気検査拒否	3月以下	50万円以下



☆飲酒運転幫助行為に対する罰則

態様	懲役	罰金
車向提供(酒酔い)	5年以下	100万円以下
〃 (酒気帯び)	3年以下	50万円以下
酒類提供(酒酔い)	3年以下	50万円以下
〃 (酒気帯び)	2年以下	30万円以下
同乗(酒酔い)	3年以下	50万円以下
〃 (酒気帯び)	2年以下	30万円以下

※たとえ自分が飲酒運転をしていなくても、飲酒運転をすることを知りながら、その者に車を貸したり、お酒を提供したり、同乗してはいけません。

※ 12月は、「飲酒運転根絶強化月間」です。

回覧 (裏面に続く)

※年末の交通事故防止運動の詳しい取り組みにつきましては、藤沢市のHPで観覧できます。  
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/index.shtml>

交通安全対策協議会


2. 歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止

①夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「夜光反射材」を身につけましょう。

②自転車の夜間走行時は、前照灯を点灯し、夜光反射材を効果的に活用しましょう。

③家族とともに、身近な交通危険箇所をチェックし、安全な通行方法等について話し合いましょう。


④高齢者や自転車の利用者は、参加体験型の講習会などに積極的に参加し、交通ルールと正しい交通マナーを守り、交通安全意識の向上を図りましょう。



3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

①自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート専用の「ひとこえ」を掛けあひましよう。

②後部座席のシートベルトやチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を徹底しましょう。



**自転車安全利用五則**

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る  
夜間はライトを点灯 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認など
5. 子どもはヘルメットを着用

止まれ

藤沢市交通安全対策協議会

### 3. 地域でのスケアードストレイト実施

〈辻堂地区交対協主催〉  
同会場にて防犯交通安全課の  
交通安全教室の開催

### 4. その他

#### (1) 藤沢市交通安全対策協議会活動

- ① 年間運動
- ② 強化月間
- ③ 四季の運動
- ④ 交通安全教室・研修
- ⑤ その他の活動

2015年(平成27年) 2/10 No.1553

藤沢市コールセンター ☎0466(28)1000

午前8時～午後9時 (年中無休)

発行日 毎月10日・25日

〒251-8603 藤沢市東町1-2-1

電話 0466-251111

(休日・無休) 0466-251111

http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp

1月1日現在の推計人口420,349人(男208,350人、女211,999人) 世帯数181,038世帯

## 自転車の交通ルール・マナー 守れてますか?

本市では、2014年に381件の自転車事故が発生しています。道路交通法では自転車は軽車両と規定されており、事故の加害者となった場合、民事での賠償責任ばかりでなく刑事責任を問われることもあります。いま一度自転車の交通ルールと運転マナーについて見直しましょう。

**問い合わせ** 防犯交通安全課内線2534

### 自転車を安全に乗るための五原則

- ① 自転車は車道が原則  
歩道を通行できる例外  
☆道路標識・標示で指定された場合  
☆13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転する場合  
☆体が不自由な方が運転する場合  
☆車道または交通の状況から見て、やむを得ないと認められる場合
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを除行
- ④ 安全ルールを守る  
☆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
☆夜間のライト点灯、自転車側面への反射材の取り付け  
☆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認  
☆携帯電話・イヤホンなどの使用の禁止、傘差し運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

「歩道通行可」の標識 「車道通行可」の標識

**ルールを守らないと...**  
(損害賠償請求事例)  
自転車を運転していたAさん(男性)が、幹線道路で信号無視をし、横断歩道を歩行中の女性と衝突。女性は意識不明の重体となり、数日後、死亡した。  
Aさんの賠償金額 5438万円  
Aさんの刑罰 禁錮1年10ヵ月

**自転車事故を防ぐために**  
市では、自転車の正しい乗り方を指導する「交通安全教室」や運転マナーの向上を呼びかける「自転車マナーアップ運動」などを実施し、交通事故の防止に取り組んでいます。市民の皆さんも身近なところから交通安全について考えてみませんか。  
※詳細は市のホームページの防犯交通安全課のページをご覧ください

**主な内容**

- 食べよう、体験しよう 旬の湘南はまぐり...2面
- あなたの子育て応援します!...6・7面
- こんにちは湘南広域ニュースです...8面

公民館...2~4面、スポーツ...4・5面、カルチャー...7面、くらしの情報ガイド...9~11面

新年度予算の執行を伴う事業などについては、市議会における予算の議決を前提としています

この広報紙は再生紙を使用しています

自転車マナーアップ運動キャンペーン (毎月5日・22日)

